

熊本県障がい者福祉施設整備費補助金について（概要）

■目的

障がい者（児）施設の改修、改築やグループホーム等の創設に係る経費を補助することで、障がい者（児）が地域で安全に暮らすことができるような環境整備を図り、地域移行を促進するとともに、施設利用者等の福祉の向上を図ることを目的とする。

■事業の概要

障がい者（児）施設の施設整備を行う社会福祉法人等に対し、その経費の一部を補助する。

■補助事業者等

社会福祉法人、医療法人、公益法人、特定非営利活動法人等

※整備する施設（事業所）の種別により、交付の対象となる設置者が定められている。

■補助率又は補助額

■障がい者（児）施設の改修、改築やグループホーム等の創設に係る経費を補助する事業（国 1/2、県 1/4、事業者 1/4）

■補助額（障がい者）：① 対象経費の実支出額と総事業費からその他収入額を控除した額を比較して少ない方の金額を選定。② ①により選定された額に 3/4 を乗じて得た額と国庫補助金交付要綱による基準額を比較して少ない方の額を補助金額とする（千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）。

補助額（障がい児）：① 対象経費の実支出額と総事業費からその他収入額を控除した額を比較して少ない方の金額を選定。② ①により選定された額に 1/2 を乗じて得た額と国庫補助金交付要綱の基礎点数に 1000 円を乗じた金額を比較して少ない方の額を補助金額とする（千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）。

※障がい児の補助額は国費ベース

■補助決定までの流れ（予定） ※R9 年度（2027 年度）整備予定の場合

R8. 8 月	事前協議書提出期限（法人→県）
8～9 月	県による現地調査等
R9. 3 月	国・県の令和 9 年度（2027 年度）当初予算決定 国庫協議案件の決定（県→国）
4～7 月	国庫協議案件について、内示通知（国→県） 国庫協議案件（内示・不採択）の結果通知（県→法人）

以後、内示があった案件について交付申請を行い、交付決定される（令和 9 年（2027 年）秋頃）。入札等も含めた事業着手は原則交付決定後となるため、工期によっては、事業所等の開設が令和 10 年度（2028 年度）当初となることもある。